

規 則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十三号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第四十九条第一号イ(1)」を「第四十九条第一号ロ(1)」に改め、同条第二項中「第四十九条第一号ロ(1)」を「第四十九条第一号ニ(1)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種フロン類引取等業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係る前項の記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がない限り、その申出に応じなければならない。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。